［削る］

［削る］

（総合通信管理室及び調査官）

第四十四条　総務課に、総合通信管理室及び調査官一人を置く。

2　総合通信管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

二　総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。

3　総合通信管理室に、室長を置く。

4　調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

（情報通信経済室及び調査官）

第四十四条の二　情報通信政策課に、情報通信経済室及び調査官一人を置く。

2　情報通信経済室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　情報の電磁的流通の規律及び振興に関する経済に関する総合的な研究及び調査を行うこと。

二　情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な情報の収集、分析及び提供に関すること。

三　国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局の所掌事務に関する統計に関すること。

3　情報通信経済室に、室長を置く。

4　調査官は、命を受けて、情報通信政策課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

（情報通信戦略企画官）

第五十二条　情報流通行政局に、情報通信戦略企画官一人を置く。

2　情報通信戦略企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

（ブロードバンド整備推進室並びに調査官及び市場評価企画官）

第五十六条　［略］

2　ブロードバンド整備推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

［二　略］

［3～5　略］

二　電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。以下この号において同じ。）の発達、改善及び調整に関すること（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。）。

3　融合戦略企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（通信と放送に関する総合的な法体系に関するものに限る。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

（調査官）

第四十四条　総務課に、調査官一人を置く。

［新設］

［新設］

2　［同上］

［新設］

第五十二条　削除

（ブロードバンド整備推進室並びに調査官及び市場評価企画官）

第五十六条　［同上］

2　［同上］

一　電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に関すること（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

［二　同上］

［3～5　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。